

1 介護保険制度の流れ

第1期 （平成12年度～平成14年度）

- ・ 介護保険サービス（利用者1割負担）の開始
- ・ ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの利用増加＋多様なサービスの実施

第2期 （平成15年度～平成17年度）

- ・ 施設入所の適正化を図る
- ・ 要支援、要介護1の軽度者が増加
- ・ 在宅介護力の強化を図る（ケアマネジャー等の質の向上など）

第3期 （平成18年度～平成20年度）

- ・ 介護予防システムの構築（要支援1・2区分、予防給付、地域支援事業の創設）
- ・ 高齢者の尊厳を考えたケアの確立
- ・ 地域密着型サービスの創設
- ・ 「量」から「質」、「施設」から「在宅」へ 市町村主体の地域福祉力による地域ケアの視点を重視
- ・ 要支援予備群の要支援（介護）化ならびに要支援者の要介護化を予防する様々な施策のもと、その効果を考慮して適正な保険料を算出

第4期 （平成21年度～平成23年度）

- ・ 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- ・ 介護給付の適正化（要介護認定やケアマネジメント等の適正化）
- ・ 介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督等の適切な実施
- ・ 介護サービス従事者の処遇改善への対応（介護報酬のプラス改定）
- ・ 地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携
- ・ 介護療養病床廃止に向けた取り組み（平成23年度末までに廃止）

第5期 （平成24年度～平成26年度）

- ・ 医療、介護、予防、生活支援、住まいが連携した包括的な支援（地域包括ケア）を推進
- ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設
- ・ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・ 介護療養病床の廃止期限を猶予（平成30年3月末までに延期）

第6期 （平成27年度～平成29年度）

- ・ 介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、平成37年度を目標に地域包括ケアシステムの構築を推進
- ・ 要支援者のサービスを「新しい総合事業」に移行し、地域支援事業を改変
- ・ 市町村に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症高齢者への相談支援を強化
- ・ 負担の公平化を進めるため、高所得者の自己負担2割を実施 など

第 7 期 （平成 30 年度～令和 2 年度）

- ・ 予防に力を置く「自立支援介護」の強化に向けた財政制度の創設
- ・ 介護医療院の創設
- ・ 自己負担の引き上げ（3割負担の導入）
- ・ 消費増税で区分支給限度基準額を引き上げ
- ・ 低所得者の保険料軽減拡充
- ・ 予防に向けた「通いの場」の拡充
- ・ 高額介護サービス費、補足給付の見直し

第 8 期 （令和 3 年度～令和 5 年度）

- ・ 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整理
- ・ 地域共生社会の実現
- ・ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- ・ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携強化
- ・ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ・ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

第 9 期 （令和 6 年度～令和 8 年度）

- ・ 介護サービス基盤の計画的な整備
- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- ・ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

2 第 10 期介護保険事業計画基本指針（案）について

厚生労働省は6月29日の社会保障審議会介護保険部会において、第10期介護保険事業計画の基本指針（案）を提示しました。そこでは、2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込み量を見据えて策定していくことが更に重要となること。また、その際「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組みを前提に、第10期計画における位置づけを明確化した上で、必要な取り組みを進めることが求められています。

第10期計画における見直しのポイントとして下記の3点が示されています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業(支援)計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討すること。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスを整理すること。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指針や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援すること。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型(中山間・人口減少地域・大都市部・一般市等)を念頭に置いた計画策定を行うこと。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応(人材確保や生産性向上の施策、特例介護サービスの新たな種類の活用等)について議論を行うこと。
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築を行うこと。

(2) 地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる分析・評価等を推進すること。
- ② 身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進すること。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組を推進すること。

(3) 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進すること。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進すること。